

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

同 ドリーマーズ 日本ヘラルド映画

目次

告 示

○有害興行の指定.....	(生活文化・青少年室)	7
○有害図書類の指定.....	(生活文化・青少年室)	7
○土地改良法による道営換地処分.....	(農地調整課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課)	7
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件).....	(治山課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	8
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	8
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	9
○都市計画事業の認可.....	(都市環境課)	9

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し(2件).....		9
--	--	---

道監査委員公表

○監査公表第13号.....		9
----------------	--	---

告 示

北海道告示第963号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由
映画	ストリッパー ～愛欲の日々～	オーピー映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	オーガズムレポート 痴女SEX相談室	新東宝映画	
同	異常性欲レポート 激ナマSEX研究所	同	
同	欲情喪服妻 うづく	オーピー映画	
同	桃色ガードマン カラダ張ります!	新東宝映画	

北海道告示第964号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成16年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種類	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	14003-12	月刊ザ・ベストMAGAZINE	2004年12月号 K Kベストセラーズ
同	08169-12	ホイップ	2004年12月号 株式会社コアマガジン
同	15529-12	ZUBA! [ズバッ!]	2004年12月号 インフォレスト株式会社
同	14411-12	週漫スペシャル	2004年12月号 株式会社芳文社
同	18764-12	これが本当!人妻のH話	2004年12月4日発行 株式会社パウハウス
同	07373-12	Vacca! ヴァッカ! Vol.65	2004年12月11日発行 同
同	07653-12	VITAMAN 月刊ビタミン	2004年12月号 株式会社竹書房
同	08397-12	WOOOOO! マガジン・ウォー	2004年12月号 株式会社マガジンマガジン
同	08365-12	マガジン・ウォー・ウルフ	2004年12月号 同
同	17999-12	COMICペンギンクラブ	2004年12月号 辰巳出版株式会社
同	18399-12	まんがシャワー	2004年12月号 株式会社一水社
同	16151-12	Chuッ スペシャル	2004年12月号 株式会社ワニマガジン社
同	02801-12	Kissui きっすい	2004年12月号 英知出版株式会社
同	08398-12	マガジンWOoooo! 12月号増刊 ウォーA組	2004年12月5日発行 株式会社マガジンマガジン

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第965号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により蘭越町蘭越美稲の郷地区(清水工区・御成第2工区)の換地処分をした。

平成16年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第966号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年11月26日、由

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから
人権を考えて
みませんか

仁土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 枝幸郡中頓別町字旭台24の1（次の図に示す部分に限る。）、301の1、405の2、字弥生114、140
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び中頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 枝幸郡中頓別町字旭台24の1（次の図に示す部分に限る。）、301の1、405の2
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び中頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第969号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所

中川郡本別町西勇足262の1地先・263の1地先・291地先・292の1地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、275の1地先・246の4・246の7・246の8・263の1・275の1・277の40・277の41（以上1筆地先7筆について次の図に示す部分に限る。）、246の9、262の1、262の2、263の2、275の2、276、290の1、291、292の1、292の2、美蘭別6地先・7地先・23の1地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、7・23の1・24・25・33の2・34・35・50・51・52の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、5の1、5の2、6、8の6から8の8まで
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別4380の1（次の図に示す部分に

- 限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別4380の3
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
八 雲 港 線 北海道函館土木現業所	山越郡八雲町内浦町153番1地先から山越郡八雲町内浦町132番11地先まで		前	13.30mから 16.00mまで	165.16m	—
			後	13.88mから 17.33mまで		
小 樽 港 稲 穂 線 北海道小樽土木現業所	小樽市色内2丁目30番2地先から小樽市稲穂4丁目10番2地先（一般国道5号交点）まで		前	32.00mから 35.00mまで	373.43m	一般国道5号 重複L = 7.00m
			後	32.00mから 41.00mまで		

北海道告示第972号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成16年12月7日

- 1 施行者の名称 釧路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釧路圏都市計画道路事業（3・2・10号星が浦西通）
- 3 事業施行期間 平成16年12月7日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 釧路市星が浦南5丁目及び星が浦大通4丁目地内

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第20号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月7日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

- 1 住 所 帯広市西2条南22丁目17番地2 みずきハイツ8号
- 2 商号又は名称 コンビクション
- 3 氏 名 田所 耕一
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)十第00320号
- 5 登録取消年月日 平成16年11月26日

北海道十勝支庁告示第21号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月7日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

- 1 住 所 帯広市東6条南3丁目3番地
- 2 商号又は名称 橋本商事
- 3 氏 名 橋本 功
- 4 登 録 番 号 北海道知事(3)十第00302号
- 5 登録取消年月日 平成16年11月26日

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成14年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成16年12月7日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 徳 永 光 孝
北海道監査委員 宮 間 利 一

正 誤

平成16年7月30日（第1591号）

北海道告示第699号（道路の区域の変更及び供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
47 左 27行目と28行目の間
誤 490.87m
正 434.90m